

## 千葉県教員等海外派遣研修事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、独立行政法人教員研修センターが定める教育課題研修指導者海外派遣プログラム実施要項による海外派遣研修への参加（以下「海外派遣研修事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、海外派遣研修に参加する教員等に対し補助金を交付する。

### (補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、海外派遣研修事業とする。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、海外派遣研修に参加することが決定した教員等とする。

### (補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長の定める期日までに千葉県教員等海外派遣研修事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 海外派遣研修に参加することが決定したことを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 市長が補助金に関し報告を求めた場合又は補助金の交付及び補助事業に係る帳簿、書類等の調査を求めた場合においては、これに応ずること。
- (5) 規則並びにこの要綱及び参加する海外派遣研修の実施要項を遵守すること。

と。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市教員等海外派遣研修事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 第6条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市教員等海外派遣研修事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告をしようとするときは、補助事業の終了後14日以内(当該期限が補助事業が実施された年度の末日を経過することとなる場合においては、当該年度の末日まで)に千葉市教員等海外派遣研修事業実績報告書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市教員等海外派遣研修事業補助金額確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市教員等海外派遣研修事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市教員等海外派遣研修事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第12条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市教員等海外派遣研修事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)によるものとする。

(返還命令)

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市教員等海外派遣研修事業補助金返還命令書（様式第9号）によるものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

別表

補助対象経費	補 助 率
渡航費 食事料 宿泊費 交通費 教材費等の調査研究に要する経費	補助対象経費(補助対象経費について、他の補助金その他の収入金がある場合には、これを控除するものとする。)の10分の10以下。ただし、1人につき50,000円を限度とする

様式第1号

千葉市教員等海外派遣研修事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者

住 所

氏 名



平成 年度千葉市教員等海外派遣研修事業補助金の交付を受けたいので、  
千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補助金申請額	円	
交付を受けたい時期	平成 年 月 日	
補助事業の	着手予定年月日	平成 年 月 日
	完了予定年月日	平成 年 月 日
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 海外派遣研修に参加することが決定したことを証する書類の写し 4 その他市長が必要と認める書類	

様

## 千葉県教員等海外派遣研修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、千葉県教員等海外派遣研修事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉県補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉県長



補助金交付決定額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。</li><li>2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。</li><li>3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</li><li>4 市長が補助金に関し報告を求めた場合又は補助金の交付及び補助事業に係る帳簿、書類等の調査を求めた場合においては、これに応ずること。</li><li>5 千葉県補助金等交付規則並びに千葉県教員等海外派遣事業補助金交付要綱及び参加する海外派遣研修の実施要項を遵守すること。</li></ol>

様式第3号

千葉県教員等海外派遣研修事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先） 千 葉 市 長

補助事業者

住 所

氏 名



年 月 日付

第 号により補助金の交付決定の

あった千葉県教員等海外派遣研修事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、  
千葉県教員等海外派遣研修事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

補助事業等の 変更の内容	変更前	
	変更後	
変更（中止・廃止）の理由		
変更（中止・廃止）予定 年 月 日		年 月 日
添 付 書 類		1 変更前の事業計画書 2 変更後の事業計画書 3 その他市長が必要と認める書類

様式第4号

千葉市教員等海外派遣研修事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助事業者

住所

氏名



年 月 日付 第 号により補助金の交付決定の  
あった千葉市教員等海外派遣研修事業の実績について、千葉市補助金等交付規則  
第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日 及び完了年月日	年 月 日 年 月 日
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
補助事業の経費精算額	対象経費の総支出額 円 これに充てるべき他からの収入金の額 円
添付書類	1 実績報告書 2 収支決算書 3 その他市長が必要と認める書類



千葉市教員等海外派遣研修事業補助金額確定通知書

年 月 日付千葉市教員等海外派遣研修事業実績報告書により、補助金の額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	対象経費の総支出額 円
	これに充てるべき他からの収入金の額 円
補助金の確定額	円

様式第6号

千葉県教員等海外派遣研修事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉県長

補助事業者

住所

氏名

印

年 月 日付 第 号により交付決定のあった補助金を次のとおり受けたいので、千葉県補助金等交付規則第16条第1項の規定により請求します。

補助金の確定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
交付請求額	円
添付書類	1 千葉県教員等海外派遣研修事業補助金交付決定通知書の写し 2 千葉県教員等海外派遣研修事業補助金額確定通知書の写し 3 その他市長が必要と認める書類

様式第7号

千葉県教員等海外派遣研修事業補助金一括（分割）事前交付請求書

年 月 日

（あて先） 千 葉 市 長

補助事業者

住 所

氏 名

㊟

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定の  
あった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉県補助金  
等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求しま  
す。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
今回の交付請求額	円
添付書類	1 千葉県教員等海外派遣研修事業補助金交付決定 通知書の写し  2 その他市長が必要と認める書類

様

千葉県教員等海外派遣研修事業補助金交付決定取消書通知書

年 月 日付 第 号により通知した千葉県教員等海外派遣研修事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉県補助金等交付規則 17 条第 3 項において準用する同規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

様

## 千葉県教員等海外派遣研修事業補助金返還命令書

千葉県補助金等交付規則第18条（第1項・第2項）の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日 交付	円
	年 月 日 交付	円
	計	円
補助金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返還期限	年 月 日 まで	
返還を命ずる理由		
返還方法		